

立正安国の理念と実践

花 野 充 道

ただいま紹介にあずかりました花野充道と申します。

本日は、第六十四回・日蓮宗教学研究発表大会にお招きいただき、特別部会で講演させていただくことになりました。関係者各位に心よりお礼申しあげます。

この特別部会のテーマが、「大震災と日蓮仏教」ということです。ここでは今年三月十一日に起こった東日本大地震をふまえながら、皆さまに問題提起をさせていただきたいと思えます。現代に生きる日蓮信奉者として、このたびの東日本大地震をどのようにとらえるべきか、またどのように行動すべきか、皆さまと一緒に考えてみたいと思つて、この場に立たせていただいています。

東日本大地震が起こって、私は友人の仏教学者から言われました。

「日蓮聖人は、正嘉の大地震を体験されて、あの有名な『立正安国論』を幕府に奏進されましたね。このことは、高校の教科書にも載っていますから、みんな知っています。日蓮聖人は、『正法（法華経）を立てることによって、天下の泰平・国家の安穩を実現する』という信念のもとに、不借身命の折伏を実践され、それによって幾多の迫害を

受けられました。教義・信仰の面から、地震と一番深く関わり合っているのが、日蓮聖人の宗教です。このたびの大地震について、日蓮教団がどのような対応をするのか、多くの仏教学者は注目していますよ。」

確かに、その通りです。鎌倉時代に起こった新仏教が、今日の日本仏教の大半を占めています。浄土宗の法然上人は鎌倉時代に入ってまもなく、一二二二年に亡くなっていますから、正嘉の大地震（一二五七）を体験されていません。臨済宗の栄西禪師も法然上人より遅れること三年、一二一五年に亡くなり、曹洞宗の道元禪師もまた正嘉の大地震が起こる四年前、一二五三年に亡くなっていますから、ともに正嘉の大地震を体験されていません。浄土真宗の親鸞聖人だけが存命でしたが、親鸞聖人はその時、京都におられましたから、鎌倉で起こった正嘉の大地震を直接に体験されていません。

しかし、法然上人、親鸞聖人、栄西禪師、道元禪師が、全く地震を体験されなかったかと言うと、そうではありません。今日の日本では、平成七年の阪神・淡路大地震や、今年の東日本大地震をはじめ、地震が多発しており、日本列島は地震の活動期に入ったと言われていますが、平安末期から鎌倉中期にかけても、今日と全く同じ状況でした。中でも特に大きかった地震が、元暦二年（一一八五）の京都大地震です。その大地震に遭遇した鴨長明は、『方丈記』にこのように書いています。

「大地震は）この世のものとも思われぬ有り様だった。山崩れが起きて川を埋めた。海はのしかかってくるような大津波となって迫ってきて、陸をおそった。地面は裂けて、水が噴き出した。山の大岩は割れて、谷に転がり落ちていった。……都も、その近郊も、無傷な社寺の建物はひとつとしてない。あるものは崩れ落ち、あるものは倒壊している。塵や灰がさかんに燃える煙のように、激しく立ち昇っている。揺れる地面や壊れる家のとどろきは、まさ

に雷鳴だ。家にいれば、いまにも下じきにされそうだし、外に走り出れば、地面が割れ開いて飲み込まれそうな気がする。……数ある恐ろしいことの中でも、地震が一番恐ろしいのだ、と思ひ知ったことだった。」

このように地震の恐ろしさが具体的ににつづられています。鴨長明が遭遇した地震は、マグニチュード七・四と推定されています。このたびの東日本大地震はマグニチュード九・〇でしたが、大正十二年の関東大地震がマグニチュード七・九ですから、鴨長明が遭遇した地震が、当時としてはいかに凄まじかったか、想像できると思います。

震源に近い琵琶湖では、実際に津波が起こったようです。『山槐記』には、水が北に向かって流れ、反対側の岸の水位が、所によっては数十メートルも下がり、比叡山・東山一帯は惨澹たるありさまであった、と記されています。

現代人は、地震についてある程度の科学的な知識を持っていますが、当時の人々はそのような知識がありませんでしたから、まさに眼前に地獄を見た思ひだったに違いありません。

鴨長明は続けて、次のように記しています。

すなはちは、人皆な、あぢきなき事を述べて、いささか心の濁りも薄らぐと見えしかど、月日も重なり、年を経にし後は、言葉にかけて云い出づる人だになし。

大地震に遭遇した当初は、誰もが「あぢきなき事」、つまりこの世のむなしさを口にするようになり、無常の自覚によって煩惱や執着といった心の濁りが清められ、今にも遁世しそうな気配であったが、それもその時だけで、時がたつてその印象が薄れてくると、また元のもくあみになり、誰も地震のことなど口にしなくなりました。鴨長明が言うように、庶民はどんなに凄まじい地震に遭遇しても、それを嘆くのはその時だけで、やがてその記憶は段々と薄れてゆきます。どのような大災害に遭遇しても、最終的にはそれを運命として受け止め、再び雑草のように生きて

いきます。ところが鴨長明は違いました。大地震に遭遇して感じた「あじきなき事」、すなわち無常観を終生たもち続け、『方丈記』の冒頭には有名な、

行く川の流れば絶えずして、しかも本の水にあらず。よどみに浮かぶうたかたは、かつ消えかつ結びて久しくとどまることなし。世の中にある人と住みかと、またかくの如し。……あしたに死し、ゆうべに生まるる習い、ただ水の泡にぞ似たりける。……あるじと住みかと、無常のあらそい去るさまは、いわば朝顔の露にことならず。という文章をつづっています。鴨長明にとっては、どんなに立派な豪邸を造っても、地震がくればあっけなく壊れてしまうように、人の人生も、その住みかも、はかない朝顔の露のようなものであったのです。

鴨長明の『方丈記』から、当時の人々が大災害にどのように対応したかを考えてみたいと思います。

一番目は、大災害に遭遇して、嘆き悲しみながらも、雑草のように生きていく庶民達です。

二番目は、鴨長明のように、遁世の思いをいだいて出家し、庵いばりを結んで、その中に阿弥陀仏と普賢菩薩の画像をかけ、法華経を誦誦し、念仏を称えて、西方の極楽世界を観想する人達です。鴨長明は、「仏さまの教えは、（あらゆるものは無常であるから）、何事に対しても執着心をいだくな、ということである。私が世を遁れて、山林に暮らすことにしたのは、心の修行（禅定・観心・念仏）をして、仏道を行ずるためであった」と記しています。

三番目は、大災害が起こって、「さまざまな御祈祷がはじまり、特別な修法も行われたが、全くききめがなかった」と記されていますから、鎮護国家・息災延命の御祈祷をした僧侶達も当然のことでしょう。

四番目は、仁和寺の隆暁法印の場合です。その僧侶は、餓死した数万人もの人々の冥福を祈って、その一人ひとり

の遺体のひたいに梵字の「阿」の字を書いてまわった、と記されています。地獄のような惨状の中で、まさに感動的

な光景です。このたびの東日本大地震の場合でも、そのような無償の慈悲をそそぐところそ僧侶の原点ではないでしょうか。

鴨長明が遭遇した元暦二年の大地震を、法然上人は『撰択本願念仏集』を著わされる十三年前、五十二歳の時に体験されています。栄西禪師は二度目の入宋をされる二年前、四十四歳の時に体験されています。親鸞聖人は十二歳の時に体験され、道元禪師は体験されていません。しかし大地震は、その後も、一二一四年の鎌倉大地震、一二二四年の京都大地震、一二四一年の鎌倉大地震、一二四五年の京都大地震、一二四七年の鎌倉大地震、そして一二五七年の正嘉の大地震と続くわけですから、親鸞聖人も、道元禪師も、何度か大地震を体験されたことは疑いありません。

それではこれらの祖師達は、大地震に対してどのような対応をされたでしょうか。直接の史料は残っていませんから、推測にすぎませんが、おそらくは鴨長明と同じ二番目の対応に近かったのではないかと、思います。ただ栄西禪師や法然上人は、貴族や武士の要請を受けて、三番目の対応、すなわち息災延命の祈りをされたかも知れません。親鸞聖人は、あるいは庶民と一緒にあって、四番目に近い対応をされた可能性もあります。

日蓮聖人の特異性（独自性）は、大地震に遭遇した衆生の苦しみを個人の力の及ぶ範囲で救っていかうというのではなく、国家の力で、政治の力で救っていかうと考え、それを果敢に実行されたことです。そのことは、このたびの東日本大地震を考えれば、よくわかると思います。多くの仏教者が悲惨な現地に足を運んで、救済活動をしています。個人、個人の力の限界を感じられたのではないのでしょうか。個々の人を救っていくだけでは間に合わない。瓦礫の処理にしても、政府がしっかりとした措置を講じなければ、個人の力では無理である。国家で予算を組んで、政治の力によって、人々の苦しみを救っていくところそ急務だ。このように感じられたのではないのでしょうか。

私には、道元禪師が現地に足を運んで救済活動をされるイメージがわいてきません。また道元禪師が、国家の力で、政治の力で、衆生の苦しみを救っていく、という発想をされたとも考えられません。それは道元禪師の仏教が、基本的には出家して、「悟り」を求める仏教だからであると思います。道元禪師は『正法眼蔵』に、

諸仏諸祖の成道、ただこれ出家受戒のみなり。諸仏諸祖の命脈、ただこれ出家受戒のみなり。（「出家」）
帝者の僧尼を礼拝するとき、僧尼答拜せず。諸天の出家人を礼拝するに、比丘・比丘尼まったく答拜せず。これ出家の功德すぐれたるゆえなり。（「菩提分法」）

と述べられています。出家して戒をたもち、サンガ（僧団）の中で禅定を修して、ひたすら悟りを求める。決して世俗の栄達を望まず、世俗の権力に近づかない。これが道元禪師の仏教です。

仏教は本来、「今は末法だから、自分は愚かだから、だから、救ってもらおう」という「救い」の宗教ではありません。出家して、修行に励んで、釈尊と同じ悟りを求めるという「悟り」の宗教です。道元禪師は『正法眼蔵随聞記』の中で、

世間の人、多分云わく、学道のころさしあれども、世は末世なり、人は下劣なり。如法の修行にはたゆべからず。只だ随分にやすきにつきて結縁を思い、他生に開悟を期すべし、と。今云う、此の言は全く非なり。仏教に正像末を立つること、暫く一途の方便なり。……人々皆な仏法の器なり。かならず非器なりと思うことなかれ。

依行せば、必ず証を得べきなり。

と述べられています。道元禪師の仏教は、「末法であっても、出家して戒をたもち、正師のもとで禅定を修行すれば、必ず悟りを得ることができるといえる」というものです。

対して親鸞聖人の教えは、「今は末法だから、自分は愚かだから、阿弥陀仏の本願を信じて救ってもらおう」というものです。それは日蓮聖人も同じです。日蓮聖人の場合は、浄土門の仏教に対すれば此土成仏の聖道門の仏教ですから、「悟り」の仏教である、と言えますが、「今は末法だから、自分は愚かだから、法華経を信じて救ってもらおう」という点では、「救い」の仏教である、と言ってよいでしょう。日蓮聖人は、

上根上機は観念観法も然るべし。下根下機は唯だ信心肝要なり。……南無妙法蓮華経と我れも唱え、他をも勧めんのみこそ、今生人界の思い出なるべき。(『持妙法華問答抄』)

心に存ずべき事は一念三千の観法なり、これは智者の行解なり。日本国の在家の者には但だ一向に南無妙法蓮華経となえさすべし。(『十章抄』)

と述べられています。

天台大師の観念観法、それを日蓮聖人は「智者の行」として、「理の一念三千」と言われています。それは道元禪師の禪定修行と同じく、今の言葉で言えば「瞑想」の修行です。天台大師も道元禪師も、出家して世俗を離れ、瞑想を修して「悟り」を求める、という点では同じです。対して日蓮聖人の唱題は、親鸞聖人の場合と同じく、信じて口に唱えることです。日蓮聖人の場合は、法華経の題目を唱え、親鸞聖人の場合は阿弥陀仏の御名を称えるという違いがあります。日蓮聖人が天台大師の止観行を口唱の題目に替えられたのは、歴史的に見れば、法然上人が「偏依善導」を標榜して、観想の念仏を口称の念仏に替えられたことをふまえておられることは疑いありません。「末法」「愚者」のゆえに、ただ「口唱の題目」「法華経への信仰」によって「救われる」。そういう発想において、日蓮聖人の仏教は天台大師の

仏教より、むしろ法然上人や親鸞聖人の浄土仏教に近いと言ってよいでしょう。

日蓮聖人は『観心本尊抄』に、

釈尊の因行果徳の二法は、妙法蓮華經の五字に具足す。我等此の五字を受持すれば、自然に彼の因果の功徳を譲り与えたまう。

と述べられています。観心の本尊を信じて、南無妙法蓮華經と唱えれば「成仏」が与えられる、つまり「救われる」と言われているのです。また『持妙法華問答抄』には、

譬えば高き岸の下に人ありて、登る事あたわざらん、又岸の上の人ありて、繩をおろして此の繩にとりつかば、……即ち登る事をうべし。唯我一人能為救護の仏の御力を疑い、以信得入の法華經の教えの繩をあやぶみて、決定無有疑の妙法を唱え奉らざらんは力及ばず。菩提の岸に登る事難かるべし。

と述べられています。この御文からも、日蓮聖人の仏教が、釈尊と法華經を信じ、南無妙法蓮華經と唱えて救われる、という「救い」の仏教であることは明らかです。

日蓮聖人も、親鸞聖人も、天台大師や、道元禪師のように、「出家し、戒をたもち、瞑想して、悟りを求める」のではなく、在家の民衆と一緒に、唱題し、称名して、一緒に救われるという宗教ですから、「末法無戒」の立場に立っています。親鸞聖人は妻帯されて、自ら「僧に非ず、俗に非ず」と言われましたが、日蓮聖人もまたお酒を飲まれて、出家の道元禪師より親鸞聖人に近い生活をされています。親鸞聖人も、日蓮聖人も、僧俗の本質的な差別をされずに、在家の民衆と苦楽をとともにされていますから、大地震に遭遇されたら、現地に足を運んで、民衆と一緒に唱題し、称名して、救済活動をされたと思います。親鸞聖人の場合は、おそらくは、「あなた方が、大地震に遭遇

して、さまざまな苦しみを味わっておられるのは、それぞれの宿業によるものです。阿弥陀仏の本願を信じて、一緒に救われましょう」と言われるのではないでしょうか。

親鸞聖人は、

悲しき哉、愚禿鸞、愛欲の広海に沈没し、名利の太山に迷惑して、定聚じょうじゆの数に入ること喜ばず、真証の証に近づくことを快たのしまざることを、恥いたづべし、傷いたむべし。〔教行信証〕

卯毛・羊毛のさきにいるちりばかりも、つくるつみの宿業にあらずということなしとするべし……なにごとまころにまかせたることならば、往生のために千人ころせといわんに、すなわちころすべし。しかれども一人にてもかないぬべき業縁なきによりて害せざるなり。わがころのよくてころさぬにはあらず。〔歎異抄〕

と述べられています。親鸞聖人は、各人のそれぞれの宿業によるさまざまな苦しみの本質を、「人間存在そのものに具わる本来的な罪業」と見て、「さればそれほどの業をもちける身にてありけるを、たすけんとおぼしめしたちける本願のかたじけなさ」〔歎異抄〕を強調されたと考えられます。

対して日蓮聖人は、

日本一州、皆な謗法の者となりぬ。〔報恩抄〕

此の国は法華経の大怨敵なれば、現世に無間地獄の大苦すこし心みさせ給うか。〔現世無間御書〕

日蓮をそしる法師原が、日本国を祈らば弥々国亡ぶべし。〔王舎城事〕

予……但だ国をたすけんがため、生国の恩をほうせんと申せしを……。〔撰時抄〕

などと、「この国」「日本の国」を問題にされ、国家の謗法と国家の救済とを論じられています。

国に謗法が充満しているから、国土に災難が頻発して、衆生は塗炭の苦しみにあえいでいるのである。謗法の僧侶がいくら祈っても、さらに自界叛逆ほんぎやくの難、他国侵逼しんびつの難が起り、この国は滅びるであらう。自分はこの国に正法を立てて、正法（法華經）の功德によって国土を安穩にして、一切衆生の苦しみを救おうと精進しているのである。これが日蓮聖人の「立正安国」の考え方です。親鸞聖人の救いが、個人的であるのに対して、日蓮聖人の救いが、国家的であることがわかると思います。

日蓮聖人は『諫曉八幡抄』の中で、「涅槃經に云わく、一切衆生の異の苦を受くるは、悉く是れ如来一人の苦なり」の文を引用した後、その文をわざわざ「日蓮が云わく、一切衆生の同一の苦は、悉く是れ日蓮一人の苦なり」と言い換えられています。

『涅槃經』に説かれるように、釈迦仏は、「一切衆生がそれぞれの業因によって受ける、さまざま異なった苦しみは、ことごとく自分の苦しみである」と言われて、一切衆生のあらゆる苦しみを自分が代わって受けようとされました。これは釈迦仏だけでなく、阿弥陀仏も同じであると思います。親鸞聖人ならば、おそらく「法蔵比丘は、『一切衆生が往生するまで、自分は仏にならない』という誓願を立てられ、衆生救済の菩薩行を成就されて阿弥陀仏と成られた。一切衆生がそれぞれの業因によって受ける、さまざま異なった苦しみは、ことごとく阿弥陀仏の苦しみである」と解釈されると思います。

ところが日蓮聖人は、この經文をあえて言い換えられて、「日本国の一切衆生が正法を誹謗する（謗法の）罪によって受ける、墮地獄の同一の苦しみは、ことごとく日蓮一人の苦しみである」と述べられています。これは日蓮聖人の仏教が、個々人のさまざまな苦しみを救うのではなく、「国民全体が謗法の罪によって受ける同一の苦しみを、国家

に正法を樹立することによって救っていく」という仏教であることを物語っています。このたびの東日本大地震の場合同じように、国家国民が受けた同一の苦しみは、瓦礫の処理一つをとってみても、個人の力では限界があるので、日蓮聖人は、「国家の力で、政治の力で、人々の苦しみを救っていこう」と考えられたのです。

このような発想は、現代人の発想と非常に近いと言えましょう。ただ現代は、政教分離、科学文明の時代ですから、宗教と分離した政治の力によって、合理的に、しかも科学の力を駆使して解決しようとするのに対して、日蓮聖人は、王法と仏法とが冥合して、すなわち、宗教と一体になった政治の力によって、あるいは、政治と一体になった宗教の力によって、「日本国を仏国土にして、人々の苦しみを救っていこう」と考えられたのです。

日蓮聖人の仏教が国家的であり、政治的であるのは、第一の理由としては、日蓮聖人が正嘉の大地震に遭遇されたということ。日蓮聖人は、

近年より近日に至るまで、天変・地天、飢饉・疫癘、遍く天下に満ち、広く地上にはびこる。牛馬は巷にたおれ、骸骨は路に充てり。死を招く輩、既に大半に超え、之れを悲しまざるの族敢えて一人も無し。『立正安国論』
という惨状をまのあたりにされて、「上求菩提、下化衆生」の大乗菩薩僧として、そのまま放置しておくことができず、何としても国土を安穩にして、国民の苦しみを救おうと決意され、国家に『立正安国論』を提出されたのです。もし日蓮聖人が大地震に遭遇されず、天変地天の少ない時代に生存されていたら、「天台沙門」として出発された日蓮聖人の生涯と思想は、はたしてどのようなものになっていたでしょうか。正嘉の大地震を起点として、『立正安国論』の奏進があり、それによって権力者からさまざまな迫害を蒙る中で、次第に日蓮聖人の三大秘法の仏教が確立されていったことを考えれば、大地震の発生は日蓮聖人の仏教の成立に歴史的な必然性を有していた（歴史的に必要条

件であった）ということになります。

次に第二の理由としては、日蓮聖人は『法華経』を所依の經典とされていますから、浄土を他の国土に求めず、この国土に浄土を実現し、この国土で成仏するという思想が、日蓮聖人の仏教を国家的、政治的にしたと考えられます。本来、浄土であるはずのこの国土に天変・地天が起り、飢饉・疫病がはびこるのは、一国に謗法が充満しているからである。国家に正法が樹立されることによって、天下の泰平はなり、個人の安穩はもたらされる。これが日蓮聖人の考え方です。

親鸞聖人も、道元禪師も、国家権力や政治と積極的に関わり合おうとはされませんでした。浄土仏教は、基本的には「厭離穢土、欣求浄土」、すなわちこの世を厭離して、極楽浄土への往生を願う仏教ですから、この世を仏国土にしようと闘う宗教ではありません。禅仏教も、基本的には禪定を修して、個人の悟りを求める仏教ですから、現実世界の矛盾と闘う宗教ではありません。ところが法華経には、「是法住法位、世間相常住」（方便品）、「現世安穩、後生善処」（葉草喻品）、「我此土安穩、天人常充滿」（寿命品）等と説かれていますから、法華経の信仰に立つ者は、この世は本来、常住の浄土であり、寂光土であり、仏国土であるから、現世安穩であるはずである、という考えになります。

日蓮聖人は、正嘉の大地震の翌々年、三十八歳の時に、『守護国家論』を著わされました。『守護国家論』には、
当世は随分国土の安穩を祈ると雖も、去める正嘉元年には大地大いに動じ、同二年に大雨大風、苗実を失えり。
定めて国を喪すの悪法、此の国に有るかと勘うるなり。

と述べられて、国家に大地震や大雨大風などの災難が起こるのは、悪法、すなわち法然浄土教が流布しているためである、と論じられています。そしてさらに、

問うて云わく、法華経修行の者は、何れの浄土を期すべきや。答えて曰く、法華経二十八品の肝心たる寿量品に云わく、我常在此娑婆世界と。また云わく、我常住於此と。また云わく、我此土安穩と文。此の文の如くんば、本地久成の円仏は此の世界に在せり。此の土を捨てて何れの土を願うべきや。故に法華経修行の者の所住の処を浄土と思ふべし。何ぞ煩わしく他処を求めんや。……寿量品に至りて、実の浄土を定むる時、此の土は即ち浄土なりと定め了んぬ。

と述べられています。

法華経の寿量品に説かれるように、この土は本来、浄土なのです。久遠の本仏は、この土にましますのです。この土で成仏すること、この土で幸せになること、この土で救われることをあきらめて、法然浄土教のように、あの世で救われることを願うべきではありません。この土を離れて浄土はないのですから、仏教者はすべての衆生がこの土で安穩に暮らせるように努力しなければなりません。ここに、日蓮聖人の現実主義、現世主義、現証主義を明らかに読みとることができます。

日蓮聖人は、

一切は現証には如かず。〔教行証御書〕

日蓮仏法をこころみるに、道理と証文とはすぎず、又道理証文よりも現証にはすぎず。〔三三三歳祈雨事〕と述べられて、浄土宗の善導が柳の木から身を投げて死亡したとか、当世の念仏者が悪瘡あくそうの重病で死亡したとか論じ

て、法然浄土教を批判され、あるいは承久の乱で、本来勝つべきはずの後鳥羽上皇が惨敗したのは、真言の悪法をもって祈ったからであると論じて、真言宗を批判されています。また法華経を持つ者は、「現世安穩」であるはずなのに、なぜ自分はこのような迫害に遭うのか、と自問自答されたり、真言律宗の良観と祈雨の勝負によって仏法の正邪を決しようと言われたりしています。

このような所論は、科学文明の時代に生きる現代人の感覚からすれば、仏教者特有の独善的な解釈のように思われますが、「論より証拠」という合理主義、実証主義を、中世の信仰至上主義（宗教至上主義）の立場から論ずれば、日蓮聖人のような「現証にはしかず」という主張になる、と言つてよいでしょう。

本来、仏国土であるはずのこの土に災難が頻発し、人々は塗炭の苦しみにあえいでいる。それはなぜか。その理由を日蓮聖人は、『守護国家論』に続いて撰述された『災難興起由来』にも、

今世の変災もまた国中の上下万民、多分に選択集を信ずる故に、……問うて曰く、何なる秘術を以て速やかに此の災難を留むべきや。答えて曰く、還つて謗法の書、並びに所学の人を治すべし。

と述べられ、さらに『災難対治抄』にも、

国土に起こる大地震・非時の大風・大飢饉・大疫病・大兵乱等の種々の災難の根源を知りて、対治を加うべき勸文。……問うて曰く、如何にして速やかに此の災難を留むべきや。答えて曰く、還つて謗法の者を治すべし。若し爾しからざるば、無尽の起請有りと雖も、災難を留むべからざるなり。

と述べられています。

国家に災難が起こり、衆生が苦難にあえいでいるのは、法然浄土教が流布して、国土に謗法が充満しているからで

ある。国家に正法を樹立することによって、この国土を法華經に説かれる「現世安穩」の仏国土にしたい。日蓮聖人はこのように考えられて、『立正安国論』をしたためられ、幕府に奏進されました。『立正安国論』には、

客……襟をつくろいで曰く、……所詮、国土泰平・天下安穩は、一人より万民に至るまで、好む所なり、樂う所なり。早く一闡提の施を止め、永く衆僧尼の供を致し、仏海の白浪を収め、法山の緑林を截らば、世は義農の世と成り、国は唐虞の国と為らん。……主人悦んで曰く、……汝早く信仰の寸心を改めて、速やかに実乗の一善に帰せよ。然れば則ち三界は皆な仏国なり、仏国其れ衰えんや。十方は悉く宝土なり、宝土何ぞ壞れんや。国に衰微無く、土に破壊無くんば、身は是れ安全にして、心は是れ禪定ならん。

と説かれています。

そして、この『立正安国論』の思想が展開して、『如説修行抄』の次の文となるのです。

法華折伏、破権門理の金言なれば、終に権教権門の輩を一人もなくせめおとして法王の家人となし、天下万民、諸乗一仏乗と成りて妙法独り繁昌せん時、万民一同に南無妙法蓮華經と唱え奉らば、吹く風、枝をならさず、雨土くれをくだかず、代は義農の世となりて、今生には不祥の災難を払い長生の術を得、人法共に不老不死の理顯われん時を各々御らんぜよ、現世安穩の証文疑い有るべからざる者なり。

『如説修行抄』の偽作論を主張する学者もいますが、それは実証の伴ったものではなく、単に主観的な疑義説の域を出ません。思想的に日蓮聖人の思想と矛盾するものはありませんから、『如説修行抄』に説かれる思想は日蓮聖人の思想であると考えて差し支えありません。国家に正法が樹立した暁（諸乗が一仏乗と成った暁）には、法華經の寿量品に説かれる「我此土安穩」の安国（義農の世）が実現される、という『立正安国論』の思想は、そのまま『如説

修行抄』の所説へとつながっていくのです。

さらに第三の理由としては、日蓮聖人の法華信仰が伝教大師の鎮護国家の系譜に連なっていることが挙げられます。日蓮聖人は、『立正安国論』を幕府に奏進される前に、法然浄土教に対する理論的な批判書として、『守護国家論』を著わされましたが、その題名は伝教大師の『守護国界章』にならったと考えられます。『守護国界章』には、最後に結論として、

庶^{こいねがわ}くは而今^{にこん}より後は、国に謗法の声無くして、万民数を減せず、家に讚^じ経の頌^{うた}有りて、七難を退散せしめん事を。守護国界とは、蓋し其^それ斯^これを謂^いうか。

と記されています。弟子の日興上人の写本（玉沢妙法華寺所蔵）からも、日蓮聖人は「天台沙門」として『立正安国論』を幕府に奏進したと考えられますから、伝教大師の鎮護国家・守護国界の思想の系譜上に日蓮聖人の『守護国家論』や『立正安国論』を位置づけてよい、と思えます。

そして、そのように考えれば、家永三郎氏が日蓮聖人を評して、

日蓮の宗教は『念仏門や禅宗の個人主義宗教であると正反対に、国体主義であり』『国家主義である』と言うのが、常套的に聞かれる説明であるけれど、そのいわゆる鎮護国家なるものが、奈良朝や平安初期に盛んに唱えられていたそれと、少しも変わっていない……。

と論じられたことも、もっともであると思います。ただし、「奈良朝や平安初期に唱えられていた鎮護国家の思想と、少しも変わっていない」というのは、厳密に言えば間違いです。鎮護国家の思想はその後、王法仏法相依論へと展開

し、その思想的系譜上に日蓮聖人の立正安国・王仏冥合の理念と実践があるのです。

延暦二十四年（八〇五）の太政官符には、「災をはらい、福をふやすは、仏教尤も勝れたり」とあるように、すでに古代から権力者たちにとって、仏教は国家の繁栄に有益であると認識されていました。権力者たちが寺院を建立して、さかんに護国の法会を開催したのは、国家の繁栄を願うことであり、最澄や空海などの仏教者が、国家的な公認を得るために、自宗の仏教が「鎮護道場」「鎮国利人の宝」であることを強調したのもそのためでした。最澄の年分度者を見てもわかるように、古代においては、仏教は国家の支配体制の中に組み込まれていましたから、国家は上から仏教を庇護し、仏教は下から国家に奉仕するという関係だったので。

ところが、仏教は次第に国家に対して相対的な自立を遂げていって、十世紀末頃になると、「王法」と「仏法」という言葉が対等な対概念として、たびたび現われるようになります。元喜元年（一〇五三）の文書には、

方に今、王法と仏法とは相双（一対）なり。譬えば車の二輪、鳥の二翼の如し。……若し仏法無くんば、何ぞ王法有らんや。若し王法無くんば、豈に仏法有らんや。

と説かれています。古代国家の全面的な庇護のもとに存在してきた仏教の寺院は、律令国家の変質と解体にともなつて、財政的に自立を遂げざるを得なくなり、荘園の経営にその活路を求めていきました。古代においては、王法（国家）に従属する形で、鎮護国家の仏教の役割がありました。中世になると、荘園制的な支配体制の成熟と、寺院の権門化⇨封建領主化を背景として、王法と仏法が対等な形で論じられるようになっていったのです。

王法は仏法を庇護し、仏法は王法の安泰を祈ることにより、王法も仏法もともに栄えていく。王法の安泰を願うならば、仏法を庇護すべきである。このような論理に基づく王法仏法相依論は、南都北嶺の仏教者たちによって、新興

仏教排撃の論理としても用いられました。元久二年（一二〇五）、法然の専修念仏停止ちやうとを要求して奏状を呈した興福寺の衆徒たちは、その上奏文において、

誠惶誠恐、謹んでもうす。殊に天裁を蒙り、永く沙門源空勸むるところの専修念仏の宗義しゆぎを糾改きうかいせられんことを請うの状。右、謹んで案内を考えるにひとりの沙門あり、世に法然と号す。……その心、多く本説もとに乖そむけり。ほぼその過あやを勸すすめるに、略して九箇条あり。

と述べ、「第一に、新宗を立てる失あや。第二に、新像を図する失。第三に、釈尊を軽んずる失。第四に、万善を妨げる失。第五に、靈神に背く失。第六に、淨土に暗き失。第七に、念仏を誤る失。第八に、釈衆を損する失。第九に、国土を乱す失」の九箇条を挙げています。その九箇条の内容は、『守護国家論』や『立正安国論』で主張したことと重なるものが少なくありませんが、とりわけ第九条の「国土を乱す失」の内容が注目されます。そこには、
仏法と王法は、からだところろのような関係にある。……諸宗と念仏も、乳と水のような関係にあり、仏法と王法も、天と地のように一對の関係にある。諸宗（八宗）は皆な念仏を信じているのに、法然の専修念仏の輩は諸宗を嫌って、同座もしない。……専修念仏を禁止しない限りは、八宗の仏教はあっても、ないようなものである。それは、弗沙蜜多羅王ほつし。みつたら。らおうが仏法を破却したように、……将来、必ずや法滅の原因になるであろう。そのことを憂うがゆえに、天皇に奏進したのである。……願わくは天皇の決裁を賜って、法然の専修念仏を禁止していただきたい。そうすれば仏法が興隆して、明君の徳政は魔雲を払い、国土の乱れは止むであろう。恐れながら、謹んで申し上げる。

と説かれています。

また貞応三年（一二二四）に、同じく比叡山の大家が専修念仏の停止を求めて上呈した奏状にも、

専修念仏を禁止して、護国の諸宗を興隆させていただきたい。仏法と王法は、互いに守りあい、互いに助けあって、あたかも鳥の二翼、車の両輪のようなものである。願わくは天皇の決裁を賜り、専修念仏を禁止して、護国

の八宗が興隆すれば、仏法と王法は万代にわたって繁栄し、天神も地神も国家の泰平をいたすであろう。

と説かれています。

日蓮聖人は『立正安国論』を奏進される前に、このような南都北嶺の専修念仏停止の奏状や、それに対する宣旨・御教書を集められています。『念仏者追放宣旨御教書事』という遺文に、それらは収載されていますが、たとえばその中の「山門奏状」には、

吾が朝、一向専修を弘通してよりこのかた、国は衰微に属し、俗は多く艱難かんなんす。……近代念仏の曲を聞くに、……是れ亡国の音なるべし。

と説かれています。日蓮聖人の『立正安国論』は、このような南都北嶺の奏状と同じように、王法仏法相依論の立場から、為政者に専修念仏の悪法を禁止することを求めた奏状であることがわかります。

王法仏法相依論とは、すでに述べたように、「王法は仏法を庇護し、仏法は王法の安泰を祈ることにより、王法も仏法も榮えていく」という論理ですが、日蓮聖人は、「現実において、王法は仏法を庇護しており、実際にさまざまに御祈祷も行われているのに、国家に災難が頻発するのはどうしてなのか」という疑問を起こされました。その疑問を解決するために、日蓮聖人は一切経を読破され、「王法と仏法とは鳥の二翼、車の両輪のように相互依存の関係にあるのだから、両者の榮枯盛衰もまた密接な関係にある。悪法が弘まれば国に災難が起こって民は苦しみ、正法が弘

まれば国は安穩になって民は喜ぶ。王法（国家）の安泰を願うならば、専修念仏の悪法を禁止して、正法を庇護すべきである（正法を樹立すべきである）」という結論に達せられました。そして、為政者に対して、「謗法を禁止し、正法を立てることによって、安国を実現するための勅文」（『立正安国論』）を提出されたのです。

日蓮聖人は『守護国家論』の中で、『仁王経』の、

仏、波斯匿王に告げたまわく、乃至、是の故に諸の国王に付属して、比丘・比丘尼・清信男・清信女に付属せず。何を以っての故に。王の威力無きが故に。乃至、此の経の三宝をば、諸の国王・四部の弟子に付属す。

という文を引用して、

仁王経の文の如くならば、仏法を以って先ず国王に付属し、次に四衆に及ぼす。王位に居る君、国を治める臣は、仏法を以って先と為し国を治めるべきなり。

と述べられています。日蓮聖人は『仁王経』に基づいて、「国王は威力をもっているから、仏はまず国王に仏法を付属した。国王は仏法によって国を治める責任がある」と考えられていたことがわかります。

日蓮聖人は『立正安国論』でも、『仁王経』の同文を引用されています。そして続けて、『涅槃経』の「正法を護る者は、当に刀剣器械を執持すべし」という文を引用され、さらに刀杖をもって迫害された覚徳比丘と、仏法を護るために命懸けで闘った有徳王の故事を引用されています。日蓮聖人が王法仏法相依論に立脚して、正法を弘宣して安国を祈る僧侶とともに、威力をもって安国を実現する国王の意義を重視されていたことは明らかです。竜の口の法難を経て、佐渡で著わされた『観心本尊抄』の、

当に知るべし。此の四菩薩、折伏を現ずる時は賢王と成って愚王を誠責し、摂受を行ずる時は僧と成って正法

を弘持す。

という文も、国王が威力をもって立正安国を実現する、という意味に考えるべきだと思ひます。立正安国を実践し、仏国土の建設をなすならば、(威力を持って)折伏を行ずる賢王も、(威力を持たずに)摂受を行ずる僧侶も、ともに地涌の菩薩である。地涌の菩薩である有徳王と覚徳比丘が、王法仏法相依して、はじめて我此土安穩の浄土が実現される。日蓮聖人は、そのように考えておられたと思ひます。

日蓮聖人は『安国論御勘由来』に、

正嘉元年……戊亥の時、前代に超えたる大地振。……万民既に大半に超えて死を招き了んぬ。而る間、国主之れに驚き、内外典に仰せ付けて、種々の御祈祷有り。爾りと雖も一分のしるしも無く、還って飢疫等を増長す。日蓮、世間の体を見て、ほぼ一切経を勘えるに、御祈請もしるし無く、還って凶悪を増長するの由、道理文証、之れを得了んぬ。終に止むこと無く、勘文一通を造り作して、其の名を立正安国論と号す。……此れ偏に国土の恩を報せんが為なり。……桓武の御宇に、……最澄と云う小僧有り。……最澄、天長地久の為に、延暦四年、叡山を建立す。桓武皇帝、之れを崇めて、天子本命の道場と号し、六宗の御帰依を捨てて、一向に天台円宗に帰伏し給う。

と述べられています。この文から、日蓮聖人は王法仏法相依の理想として、伝教大師と桓武天皇の時代を憧憬され、『立正安国論』を奏進されたと推測されます。

さらに日蓮聖人は、『報恩抄』に、

日本国には伝教大師、仏滅後一千八百年にあたりていでさせ給ひ、……天台大師の立て給わざる円頓の戒壇を立

つべしという不思議さよ。……問うて云わく、天台・伝教の弘通し給わざる正法ありや。答えて云わく、有り。求めて云わく、何物ぞや。答えて云わく、三つあり。一つには（本門の本尊）……。二つには本門の戒壇。三つには（本門の題目）……。

と述べられ、日蓮聖人の弘通する三大秘法の一つに「本門の戒壇」を挙げられています。「天台沙門」として出発された日蓮聖人の立正安国の理念と実践は、竜の口の発迹顕本を経て、「本化の上行菩薩（本門弘通の菩薩）」の自覚のもとに、伝教大師の迹門の戒壇に対する、日蓮聖人の本門の戒壇の建立の思想となって示された、と私は思っています。桓武天皇が六宗を捨てて伝教大師に帰依し、やがて叡山に迹門の戒壇が建立されたことを王仏冥合の手本として、日蓮聖人は『諸人御返事』に、

日蓮一生の間の祈請、並びに所願、忽ちに成就せしむるか。将はたまた又五五百歳の仏記（五五百歳中、広宣流布の文）、宛たがも符契の如し。所詮真言・禅宗等の謗法の諸人を召し合わせ、是非を決せしめば、日本国一同に日蓮が弟子檀那となり、我が弟子等、出家は主上・上皇の師となり、在家は左右の臣下に列ならん。将又一閻浮提皆なこの法門を仰がん。

と論じ、さらに『三大秘法抄』には、

戒壇とは、王法仏法に冥じ、仏法王法に合して、王臣一同に本門の三秘密の法を持ちて、有徳王・覚徳比丘の其のむかしを末法濁悪の未来に移さん時、勅宣並びに御教書を申し下して、靈山浄土に似たらん最勝の地を尋ねて戒壇を建立すべき者か。時を待つべきのみ。事の戒法と申すは是れなり。……此の戒法立ちて後、延暦寺の戒壇は迹門の理戒なれば益あるまじき……。

と説かれています。

私は日蓮聖人の戒壇論は、いわゆる理壇（妙法を受持するところが、そのまま戒壇であるという思想）ではなく、『三大秘法抄』に説かれる事壇（桓武天皇の帰依によって、叡山に迹門の戒壇が建立されたように、国王帰依の暁には、最勝の地に本門の戒壇が建立されるという思想）であると思っています。日蓮宗勸学院監修の『宗義大綱読本』にも、

三大誓願に見る通り立正安国、妙法五字の光被による現実の世界の絶対平和の保証こそ聖人の畢生の大願であつたから、四海帰妙の暁に建立されるべき事相莊嚴の戒壇の建立がわれわれの生涯かけた願業でなければならない。……四海帰妙の暁に建立さるべき大戒壇は、われら日蓮門下一同の大目的である。

と説かれています。

日蓮聖人の立正安国の理念と実践は、王仏冥合・仏国成就・戒壇建立という形で完結すると思います。しかし、現代に生きる日蓮教団の僧俗は、日蓮聖人の立正安国の旗印を高く掲げて、本門戒壇の建立を目指し、不惜身命の折伏を行わずの決意があるでしょうか。

われわれ日蓮信奉者は、東日本大地震を体験した今、日蓮聖人の立正安国の理念と実践を、現代にどのように実践していけばよいのでしょうか。また本門戒壇の建立をどのように目指していけばよいのでしょうか。それとも、政教分離の現代には、政教一致・立正安国・王仏冥合・戒壇建立の思想をそのまま持ち込んではいけないとして、日蓮聖人の思想の現代的な展開・改変を考えるべきなのでしょうか。日蓮門下にとって、このような重大な問題を、是非とも、皆さまに真剣に考えていただきたい。私の方から、そのことをお願いいたしましたして、本日の講演を終わらせてい

立正安国の理念と実践（花野）

たきます。

ご静聴、ありがとうございました。

* 当日の講演をもとに、全面的に修正・加筆しました。

* 『方丈記』の現代語訳は、三木卓『方丈記』（『少年少女古典文学館』第十巻）を参照しました。